第四十九条の六の十第一項中「の無線設備、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う」を「、陸上移動中継局又は」に改め、「又はシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備」を削り、「二、〇二五MHz以下」の下に「又は三・四GHzを超え三・六GHz以下」を加え、「次の各号（陸上移動中継局にあつては第二号ロに限る。）の条件」を「次に掲げる条件（陸上移動中継局又は携帯無線通信の中継を行う陸上移動局にあつては、第二号ロの条件）」に改め、同項第一号に次のように加える。

ヘ　キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、次に掲げる基地局を含む。）と一の陸上移動局との間の通信（総務大臣が別に定めるものを除く。）に限るものとする。

(1)　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるもの

(2)　時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局

ト　複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する無線局の無線設備の空中線電力は、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれに定める値とする。

(1)　基地局の無線設備　各空中線端子における値

(2)　陸上移動局の無線設備　各空中線端子における値の総和

第四十九条の六の十第二項中「無線設備」の下に「のうち、二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下の周波数の電波を送信するもの」を加え、同条第三項を次のように改める。

3　第一項の陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む。）の電波を受信することによつて自動的に選択されること。

二　キャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合は、総務大臣が別に告示する周波数帯の連続する搬送波を使用するものであり、かつ、総務大臣が別に告示する数以下の搬送波を使用するものであること。

三　第一項の基地局からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む。）からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

四　空中線電力（キャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和）は、〇・二ワット以下であること。

五　送信空中線の絶対利得は、二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては〇デシベル以下、三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては三デシベル以下であること。

六　搬送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において、次の表の第一欄に掲げる送信する電波の周波数及び同表の第二欄に掲げるチャネル間隔の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる周波数幅における平均電力が同表の第四欄に掲げる漏えい電力の値以下であること。

送信する電波の周波数	チャネル間隔	周波数幅	漏えい電力
二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下	五MHz	四・五MHz幅	（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。）
	一〇MHz	九MHz幅	（一）四八・五デシベル
	一五MHz	一三・五MHz幅	（一）四八・五デシベル
三・四GHzを超え三・六GHz以下	五MHz	四・五MHz幅	（一）四八・二デシベル
	一〇MHz	九MHz幅	（一）四八・二デシベル
	一五MHz	一三・五MHz幅	（一）四八・二デシベル
	二〇MHz	一八MHz幅	（一）四八・二デシベル

第四十九条の六の十に次の三項を加える。

4　第一項の陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信するものであること。

二　基地局対向器の空中線電力の総和は、四〇ミリワット以下であること。

三　基地局対向器の送信空中線の絶対利得は、九デシベル以下であること。

四　陸上移動局対向器の空中線電力の総和は、二五〇ミリワット以下であること。

五　陸上移動局対向器の送信空中線の絶対利得は、〇デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得〇デシベルの空中線に二五〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。